

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 職業安定法施行令の一部改正

職業安定法第五条の五第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、その規定に違反して公表等の措置が講じられた者について求人の申込みを受理しないことがで  
きる法律の規定を定めた職業安定法施行令第一条に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等  
の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の  
安定及び職業生活の充実等に関する法律（第三において「労働施策総合推進法」という。）に新設された  
パワー・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置義務及び労働者がセクシユアル・ハラスメント等に  
関する相談を行つたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止の規定を追加することとする。

## 第二 行政手続法施行令の一部改正

行政手続法第三十九条第四項第四号の規定に基づき意見公募手続を実施することを要しない命令等を定  
めた行政手続法施行令第四条第一項に、パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置等に関する指針を定

追加することとすること。

### 第三 労働政策審議会令の一部改正

労働政策審議会令において定める雇用環境・均等分科会の所掌事務に、労働施策総合推進法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理することを追加することとすること。

### 第四 関係政令の整備

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令等について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

### 第五 その他

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

### 第六 経過措置

改正法附則第三条の規定により、中小事業主のパワーハラスメントに関する雇用管理上の措置義務について、改正法の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、努力義務とすること等とされているところ、当該政令で定める日を令和四年三月三十一日とすることとすること。

## 第七 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和二年六月一日）から施行すること。